

POPs条約第10回締約国会議（COP10） 第二部 結果概要

- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の第10回締約国会議（COP10）の第二部※が令和4年6月に開催された。

※COVID-19の感染拡大の影響により、第一部（令和3年7月、予算関係の承認等を実施）と分けて開催。

【開催日】 令和4年6月6日～17日（バーゼル条約・ロッテルダム条約と合同開催）

【開催地】 スイス・ジュネーブ

【主な成果】

○条約上の規制対象物質の追加

- ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質

〔主な用途〕 泡消火薬剤、金属めっき、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、含浸/補強剤、電子機器及び半導体の製造 等

⇒ 附属書Aへの追加（製造・使用等の禁止、特定用途の除外規定なし）を決定。

○過去に附属書に追加された物質の認められる目的及び個別の適用除外の見直し

デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンに関する適用除外が引き続き必要か検討し、追加の情報を、締約国及びオブザーバーに対して求めることを決定。追加情報は次回会合（COP11、令和5年5月開催予定）で検討予定。

○条約の有効性の評価

COP11での報告に向けた有効性評価の実施等に係る決議を採択。COP10では、国連5地域において作成された第3回地域モニタリング報告書が提出され、これらに基づいて作成される全球モニタリング報告書がCOP11で提出される予定。